

老振発第0816001号
平成17年8月16日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長



「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」
の一部改正について

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条十七項の規定に基づく「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成十一年厚生省告示第九十三号）」については、「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目の一部を改正する件（平成十七年八月厚生労働省告示第三百七十六号）」が、別添のとおり本日付けで公布され、「じょく瘡予防用具」の種目名を「床ずれ防止用具」に改めたところです。

この趣旨は、介護保険法において、これまで「じょく瘡予防用具」の種目に属していた福祉用具の貸与について、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第四項で規定される医療機器を貸与するものではないことを明確にするものであるので、現在、介護保険法に基づき貸与されている福祉用具について、貸与の商品名、取り扱い説明書、パンフレット等において、「じょく瘡予防」を標榜している、又は「じょく瘡を予防する」機能若しくは効果をもつ旨の説明をしている場合は、「床ずれ防止」、「床ずれを防止する」等、今般の告示改正の趣旨に照らし、適切な表現に改めるよう、管下市町村及び指定福祉用具貸与事業者等に周知をお願いします。

なお、本通知については、医薬食品局監視指導・麻薬対策課長とも協議済みであることを申し添えます。

老振発第0816002号
平成17年8月16日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長



厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目の一部を改正する件の施行に伴う「じょく瘡予防用具」の名称変更に関する関係通知の整理について

「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目の一部を改正する件」（平成十七年八月十六日厚生労働省告示第三百七十六号）が、本日公布及び施行されたところでありますが、それに伴い、従前の関係通知のうち別紙の別表第一に掲げた通知中、別表第二左欄に掲げる用語を右欄に掲げる用語にそれぞれ改めることとしましたので、御了知の上、管下市町村、指定福祉用具貸与事業者等に周知をお願いします。

(別紙)

別表第一

発出年月日	発出番号	件名
平成4年5月26日	老振第36号	介護実習・普及センターにおける介護機器普及事業の実施について
平成12年1月31日	老企第34号	介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて
平成16年6月17日	老振発 第0617001号	介護保険における福祉用具の選定の判断基準について

別表第二

改正前	改正後
じょく瘡予防用具	床ずれ防止用具
じょく瘡予防	床ずれ防止